

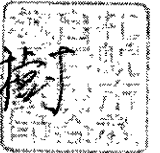
札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年(2024年) 4月 1 日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹



札幌市教育委員会規則第 5 号

札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則

札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則(昭和35年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月30日」を「9月30日(教育長が特に認めるときは、同日後で教育長が定める日)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。